

(子育てしやすい住宅の整備)

融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

良質な持家の取得を促進するため、住宅金融支援機構における証券化支援事業のフラット35Sにより、耐久性・可変性等に優れた住宅に係る金利引下げを行っている。また、住宅ローン減税等の税制措置を講じている。

良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

子育て世帯等を対象とする公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の低廉化に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国としても支援を行っている（2013（平成25）年度末時点管理実績約17万戸）。都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度では、機構が整備した敷地を民間事業者に定期借地し、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅等の建設・供給を支援している（2014（平成26）年度末現在で約10,800戸）。

その他、高齢者等が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化することへの支援や、子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の居住支援を行っている。

公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

公営住宅においては、子育て世帯等について、入居者の選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱い及び入居収入基準の緩和を行っている。UR賃貸住宅においては、一定の要件を満たす子育て世帯等や子育て世帯等との近居を希望する支援世帯に対して、新築賃貸住宅の募集（抽選）時における当選倍率の優遇や、既

存賃貸住宅の募集（先着順）時において、新たに入居する世帯の家賃を一定期間割り引く制度を実施している。

公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

大規模な公営住宅の建替えに際して社会福祉施設等を原則として併設することを求めるとともに、公的賃貸住宅と子育て支援施設等を一体的に整備する事業や子育て世帯等の居住の安定確保に資する先導的な取組に対し、国が直接支援を行っている。

また、市街地再開発事業等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助等を行っている。

街なか居住等の推進

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、都市部や中心市街地における良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行っている。

(小児医療の充実)

小児医療の充実

小児医療については、今後の我が国の社会を担う若い生命を守り育て、また、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、休日・夜間を含め、小児救急患者の受入ができる体制の整備が重要となっている。

このため、都道府県が定める医療計画を通じて、小児医療を担う医療機関の機能分担と連携を促進している。特に小児救急医療については、初期救急では、小児初期救急センター、入院を要する救急（二次救急）では、二次医療圏単位で当番制等により小児救急対応が可能な病院を確保する小児救急医療支援事業や、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる病院を確保する小児救急医療拠点病院、さらに、救命救急（三次救急）では、小児の救命救急医療を担う小児救命救急センターや、急性期にある小児への集中的専

門的医療を行う小児集中治療室の整備等の実施を支援している。

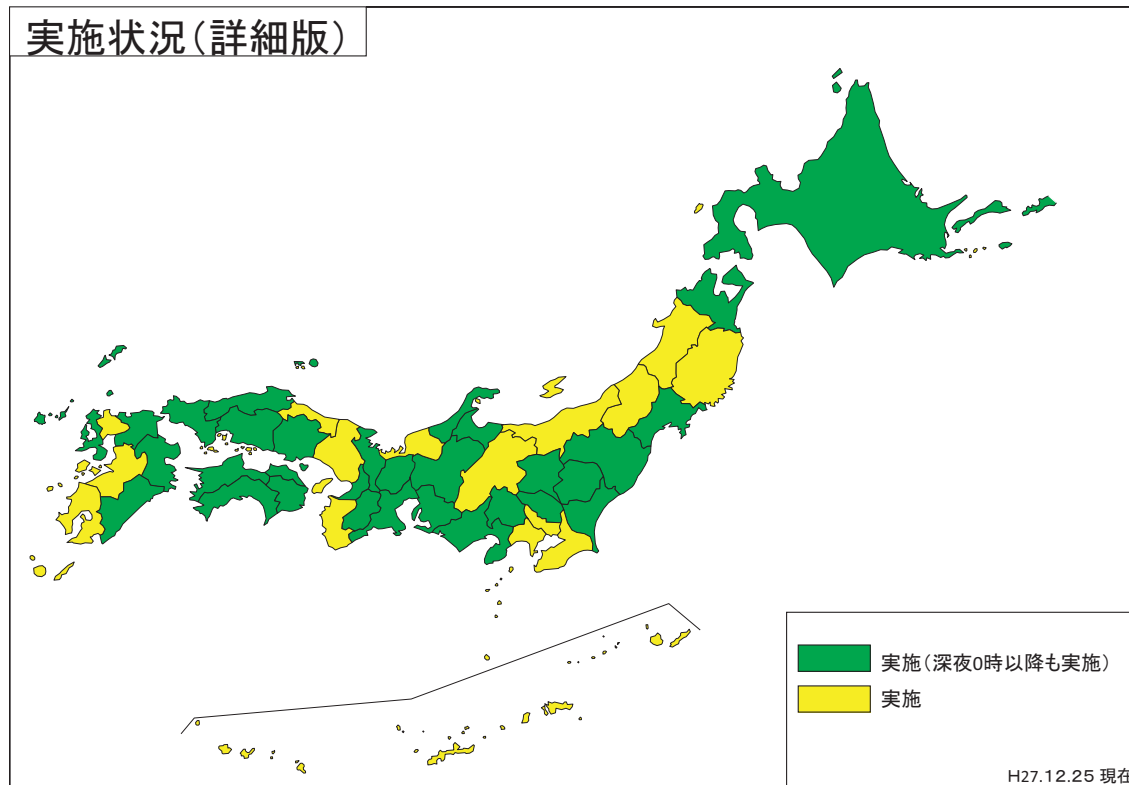
また、小児の急病時の保護者等の不安解消等のため、小児の保護者等に対し小児科医等が電話で助言等を行う小児救急電話相談#8000は、休日・夜間の急な子供のケガや病気に対する家族の判断を助けるためのサービスである。全国共通のダイヤル（#8000）に電話をすることで、看護師や小児科医による緊急度判定とともに、ホームケアや医療機関案内などの情報提供を受けることができる。電話相談体制の整備により、地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、患者の症状に応じた適切な医療提供体制を構築することを目的として、2004（平成16）年度より開始され、2010（平成22）年

度より全都道府県で事業展開されている。2014（平成26）年度は全国で約63万件の相談が寄せられており、2015（平成27）年現在31府県で深夜も実施されている。さらに、小児医療については、近年の累次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、2016（平成28）年度診療報酬改定においても、小児かかりつけ診療料の新設により、乳幼児期から学童期まで、継続性のある小児科外来診療を評価するとともに、重症小児等の診療に積極的に取り組んでいる入院・在宅医療の評価及び連携の充実を図ったところである。

小児慢性特定疾病対策等の充実

従来、小児慢性特定疾患治療研究事業とし

第2-2-4図 小児救急電話相談（#8000）事業の概要と実施状況について



資料：厚生労働省資料

注：本資料に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

て都道府県等が実施していた、慢性疾患にかかっている児童等について医療費の自己負担分の一部を助成する事業を、2015（平成27）年1月の児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号。以下「改正法」という。）の施行により、公平かつ安定的な制度（小児慢性特定疾病医療費助成制度）として確立するとともに、対象疾病（※）を514から704疾病まで拡大した。

（※）小児慢性特定疾病：以下の①～④の要件を全て満たし、厚生労働大臣が定めるもの

①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期にわたって脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

給付の対象となる疾患は、①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患、⑩免疫疾患、⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群及び⑭皮膚疾患の14疾患群である。

また、幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れがみられ、自立を阻害されている児童等について、地域による総合的な支援により自立の促進を図る「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を改正法により2015（平成27）年1月から児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）に位置付けたところであり、同法に基づき都道府県等において実施されている。

予防接種の推進

予防接種は、感染症の発生及び流行から国民を守る極めて有効な手段であり、我が国の感染症対策上大きな役割を果たしてきたところである。今後も、予防接種の機会を広く確保するとともに、予防接種施策を適切に実施していくことが重要である。

2013（平成25）年3月の「予防接種法」（昭和23年法律第68号）改正では、新たにHib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の三ワクチンが定期接種に位置付けられた。また、予防接種に関する基本的な計画の策定、副反応報告制度の法定化、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の設置等の取組が進んだ。さらに、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の問題の解消に向け、厚生科学審議会等において「広く接種を促進していくことがのぞましい」とされた水痘、成人用肺炎球菌については、2014（平成26年）10月から定期の予防接種として実施するとともに、B型肝炎については、2016（平成28）年2月の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、2016年10月からの定期接種化について了承を得た。引き続き、おたふくかぜワクチンの取扱いについても検討を行う等、予防接種制度の見直し及び充実を図る。

こころの健康づくり

2008（平成20）年度から、経験豊かな退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして、経験の浅い養護教諭の配置校へ定期的に派遣し、校内での教職員に対する研修、個別の対応が求められる児童、生徒への対応方法等に関する指導等を実施するとともに、スクールヘルスリーダーによる情報交換・知見の向上を図ること等により、児童、生徒が抱える現代的な健康問題に適切に対処できる環境の整備を図っている。

また、子供の日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題などについて早期発見・早期対応を図ることができるよう、教員を対象とした指導参考資料を作成するとともに、養護教諭、スクールカウンセラー等を対象に、子供の心のケアの効果的な対応方法等に関するシンポジウムの開催や、児童生徒の心のケア等を図るため、スクールカウンセラーの活用など学校における教育相談体制の充実に努め

ている。

さらに、児童思春期におけるこころの健康づくり対策としては、児童思春期におけるこころのケアの専門家の養成研修事業を行っており、精神保健福祉センター、児童相談所等では児童思春期の専門相談を実施している。

加えて、様々な子供の心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を2008年度より3か年のモデル事業として実施してきたところであり、2011（平成23）年度以降においては、本モデル事業の成果を踏まえ、「子どもの心の診療ネットワーク事業」として事業の本格実施を行っている。

（子供の健やかな育ち）

学校の教育環境の整備等

幼児教育については、「教育基本法」（昭和22年法律第25号）等の改正や、近年の子供の育ちや社会の変化を踏まえ、2008（平成20）年3月に幼稚園教育要領の改訂を行い、2009（平成21）年4月から実施している。幼稚園教育の一層の理解推進を図るため、国及び都道府県において、幼稚園長や幼稚園教諭等を対象とした協議会を開催するとともに、地方公共団体における幼児教育の推進体制の在り方や幼児教育に係る教職員の資質向上等の観点から調査研究を実施し、幼児教育の質の向上を図っている。

また、2010（平成22）年には、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」において、子供の発達と学びの連続性を踏まえた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について検討を行い、同年11月に報告書が取りまとめられた。さらに、2011（平成23）年11月には、第三者評価を含め幼稚園の特性に応じた学校評価を推進するため、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を改訂した。

2015（平成27）年度においては、「幼児教育の質向上プラン」として、幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けて、文部科学省、国立教育政策研究所、大学、幼児教育関係機関等を構成員とする検討会議を設置し、調査研究の課題、手法、研究体制の在り方等について検討を行うとともに、国立教育政策研究所及び大学等において行う幼児教育に関する国内外の調査研究事例の収集・分析等の検討に資する基礎調査に対する支援等を行った。

保育所については、子供の視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進している。2004（平成16）年5月には、保育を含む福祉サービスの第三者評価事業の普及を図るため、第三者評価事業の推進体制や評価基準の指針を定めた。さらに、保育所の特性に着目した評価基準の指針について、2005（平成17）年5月に通知を发出、2011年3月に一部改正し、周知を図った。また、2009年に告示化された保育所保育指針において、保育所及び保育士の自己評価について、努力義務を新たに定め、2009年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を作成した。2015（平成27）年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、市町村が認める第三者機関による評価を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設等に対する「第三者評価受審加算」を設けている。

初等中等教育については、現行の学習指導要領で、1. 基礎的・基本的な知識・技能、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度（「確かな学力」）、2. 自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心など（「豊かな心」）、3. たくましく生きるための健康や体力（「健やかな体」）のバランスを重視した「生きる力」を育むことを目指している。

また、学校の教育環境の根幹である教職員配置については、2015（平成27）年度にお

いては、少子化等に伴い教職員定数が減少する一方で、授業革新やチーム学校の推進等に係る教職員定数500人の増を図ったほか、補充学習など学力向上等のため、約10,000人の学校サポーターを活用する補習等のための指導員等派遣事業を引き続き実施している。

地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備

学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、未来を担う子供たちを健やかに見守り育てることにより、地域や家庭の教育力の向上を図るため、学校支援地域本部や放課後子供教室、家庭教育支援など、地域住民の参画による教育支援の取組を全国で推進している。

また、2015（平成27）年4月の中央教育審議会への諮問を受け、生涯学習分科会の下に設置した部会における審議を経て、同年12月に「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」の答申が取りまとめられ、学校支援活動や放課後子供教室等、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える地域学校協働活動を推進する新たな体制（地域学校協働本部）を全国的に整備することが提言されている。

・学校支援地域本部

地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援し、地域全体で子供を育てる体制づくりを行う学校支援地域本部を2008（平成20）年度より実施しており、学校や地域の実情に応じ、地域住民による学校支援のための様々な活動が行われている（2015（平成27）年度実施か所数：4,146本部）。

・地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育活動の推進

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動

を行う体制を構築し、地域と学校が連携・協働した取組を支援している（2015（平成27）年度実施か所数：10,412校）。

・放課後子供教室

放課後等に、学校の余裕教室等を活用して、全ての子供を対象として、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室を実施している（2015年（平成27）年度実施か所数：14,392教室）。

・家庭教育支援

全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等により、身近な地域における相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供などの家庭教育を支援する活動を推進している（2015（平成27）年度実施か所数：3,323か所）。

また、家庭訪問等により個別に情報提供や相談を行い、学びの場や地域社会への参加を促す「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援手法」の実証研究を行うとともに、「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」を開催し、訪問型家庭教育支援を行うためのマニュアル及び人材育成講座の開発を行った。

このほか、地域住民、学校、行政、特定非営利活動法人、企業等の協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例等を活用した全国的な研究協議を行っている。さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠などを始めとする子供の基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するとともに、中高生を中心とした子供の自立的な生活習慣づくりを推進するため、家庭と学校、地域の連携による生活習慣改善のための実証研究（中高生を中心とした生活習慣マネジメン

ト・サポート事業)を全国の7つの地方公共団体で実施した。独立行政法人国立女性教育会館においては、「女性情報ポータル“Winet”(ウイネット)」において、育児・子育て支援に関する情報を提供している (<http://winet.nwec.jp>)。

いじめ防止対策の推進

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるが、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものである。

2013(平成25)年6月に成立したいじめ防止対策推進法を踏まえ、文部科学省では同年10月、「いじめの防止等に関する基本的な方針」を策定した。「いじめの防止等のための普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、同法や方針の周知に取り組んでいる。

また、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、2013年度から「いじめ対策等総合推進事業」を実施し、いじめの防止等のための措置を推進している。

スクールサポーターによるいじめ防止対策の推進

退職した警察官等からなるスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。2015(平成27)年4月現在、43都道府県で約800人のスクールサポーターが配置されている。

(「食育」等の普及・促進及び多様な体験活動の推進)

食育の普及促進

2005(平成17)年6月に制定された「食育基本法」(平成17年法律第63号、同年7月施行)において、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものと位置付けている。

食育基本法では、食育推進会議(会長:農林水産大臣)が食育推進基本計画(以下この項目において「基本計画」という。)を作成することとされており、2016(平成28)年度から2020(平成32)年度の5年間を対象とする第3次食育推進基本計画が決定され、これに基づき食育の推進に関する各種施策が行われるものである。

・国民運動としての食育の推進

食育基本法の趣旨から、子供たちに対する食育が重要であるとの認識の下、基本計画に基づき、家庭、学校、保育所、地域等において、国民的広がりを持つ運動として食育を推進している。基本計画は、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」と定めている。内閣府では、実施要綱を策定して全国的な推進を図るとともに、2015(平成27)年6月には東京都墨田区において第10回食育推進全国大会を開催するなど、食育に関する国民の理解の促進を図っている。

また、若い世代の食生活の改善に尽力したボランティアを対象として「食育推進ボランティア表彰」を行い、2015年度に、9団体等の優秀事例を内閣府特命担当大臣から表彰した。

・家庭における食育の推進

子供や若い世代の食生活の状況として、朝食の欠食率は小学生に比べ中学生になると高

くなる傾向があり、成人後は20歳代、30歳代の若い世代が最も欠食率が高い。朝食欠食が習慣化する時期についても中学生以降に始まることが多いため、子供の基本的な生活習慣の形成を図っていくためにも、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等により、全国的な普及啓発を推進していくことが求められる。

また、2015（平成27）年度からスタートした「健やか親子21（第2次）」においても、子供の生活習慣の形成という観点から、引き続き、朝食を欠食する子供の割合を減らす取組を進める他、家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす取組などを推進している。

・学校、保育所等における食育の推進

学校における食育を推進するためには、学校における指導体制の整備が不可欠である。2005（平成17）年4月に制度化された栄養教諭は、各学校の指導体制の要として、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、学校給食の管理を行うとともに、食に関する指導を一体として担うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらすことが期待されており、食育の推進に大きな効果を上げている。2015（平成27）年4月現在で、全ての都道府県において5,356人の栄養教諭が配置されている。このほかにも、学校給食法及び学習指導要領に「学校における食育の推進」について明記されたことも踏まえ、小学生向けの食育教材及び教員向けの指導書を作成し、ダウンロードして活用できるようホームページ上への公開や栄養教諭を中核として、学校、家庭、地域が連携しつつ、学校における食育を推進するための事業の展開など、各種事業を継続的に実施し、学校における食育の推進に努めている。

児童福祉施設における食事は、入所する子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食習慣及び生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。そこで、適切な栄養管理方法や食事提供における留意点、食を通じた

自立支援など食育の推進についてまとめた「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（2010（平成22）年3月）を参考に、子供の健やかな発育・発達を支援する観点も踏まえ、児童福祉施設における食事提供を充実させている。

なお、保育所における食育の推進については、2009（平成21）年4月に施行された、新たな保育所保育指針（厚生労働省告示第141号）に位置付けられている。

・地域における食生活の改善等のための取組の推進

主食、主菜、副菜がそろった、栄養バランスに優れた「日本型食生活」などの健全な食生活の実践や「食育ガイド」や「食事バランスガイド」を通じて、一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、関係機関や関係団体等を通じて普及啓発に努めるとともに、農林漁業体験を通じて食や農林水産業への理解を深める教育ファームなどの食育活動を支援した。さらに、学校給食への地場産物の活用など、地域の特性を活かした取組を促進している。

また、2014（平成26）年8月に閣議決定した「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子供の食事・栄養状態の確保、食育に関する支援やひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行い、さらに、子供の未来応援運動等を展開している。

消費者教育・金融教育等の普及・促進

消費者が被害に遭わないようにし、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できる存在となるため、あるいは自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画し、その発展に寄与する存在となるた

めには、消費者教育（消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育）が重要である。そのような消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために、2012（平成24）年12月に「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）が施行され、消費者庁に審議会として消費者教育推進会議を置いた（同法第19条）。また、同法に基づき2013（平成25）年6月28日に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（基本方針）が閣議決定された（同法第9条）。同基本方針の「今後検討すべき課題」を消費者教育推進会議に置かれた3つの小委員会（消費者市民育成小委員会情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会）で検討し、2015（平成27）年3月に取りまとめを公表した。2015年7月に第2期推進会議が始動し、今後2年間は、①「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（2013年6月閣議決定）の見直しに向けた論点整理、②若年者に対する消費者教育の機会の充実など社会情勢等の変化への対応を行うこととした。具体的には、社会情勢等の変化への対応のため、学校における消費者教育の充実のほか、若年者の消費者教育などについて議論を行っており、特に、若年者の消費者教育については、成年年齢引下げに向けた環境整備の観点から、若年者向け消費者教育教材を作成する予定にあり、これに向けたワーキングチーム（「若年者の消費者教育に関するWT」）を2015年12月に設置した。また、消費者教育ポータルサイトにより、幼児期・小学生期・中学生期・高校生期・成人期（特に若者・成人一般・特に高齢者）というライフステージごと、消費者市民社会の構築、商品等の安全、生活の管理と契約、情報とメディアという領域ごとに、消費者教育用教材や取組事例を提供する等を行っている。今後は、同サイトの利便性の向上を目的として、利用者が教材等を検索する際に有益な情報を提供できる環境を整備していく方針にあり、こうした環境整備に向けて、2016（平成28）年2月に消費者教育ポータルサイト掲載

情報評価等検討会を設置し、同サイトに掲載している一部の教材について試行的に評価を行い、同評価結果を報告書として2016年3月に公表した。

さらに、学校教育においては、2008（平成20）年3月に小・中学校、2009（平成21）年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、例えば、中学校の技術・家庭科において、消費者の基本的な権利と責任について指導することとするなど、消費者教育に関する内容の充実を図った。社会教育においては、文部科学省が実施する「消費者教育フェスタ」において、高校生や大学生による消費者教育の事例報告や小・中学校において企業・団体によるデモンストレーション授業等を実施した。また、2015年度は学校の授業や社会教育における諸活動など、あらゆる機会や場において消費者教育が可能となるよう、先生や社会教育主事を対象に消費者教育の啓発資料を作成した。今後も、消費者教育の推進に関する法律や消費者基本計画（2015年3月24日閣議決定）、学習指導要領などを踏まえ、学校・家庭・地域における消費者教育を推進することとしている。

また、金融経済教育については、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするため、例えば、2015年6月に、金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ（以下「マップ」という）」を改訂・公表した。このマップに基づき、金融経済教育の取組を進め、金融リテラシーの向上を図っている。

地域や学校における体験活動、文化・芸術活動

少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘される中、特に、子供たちの精神的な自立の遅れや社会性

の不足が顕著になっていることから、次世代を担う子供たちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むよう、発達段階などに応じた様々な体験活動の機会を充実させることが求められている。

このため、2001（平成13）年7月には、「社会教育法」（昭和24年法律第207号）、2006（平成18）年6月には「学校教育法」（昭和22年法律第26号）を改正し、青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の充実を図ることが明確化されている。

・地域における体験活動の推進

放課後等に、学校の余裕教室等を活用して、全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室を実施している。

また、次代を担う青少年の育成を図るため、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進するとともに、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設や「教育CSRシンポジウム」を開催して企業がCSRや社会貢献活動の一環として行う青少年の体験活動の表彰と実践事例の普及等に取り組んでいる。加えて、地域において、家庭・学校・青少年関係団体、特定非営利活動法人等をネットワーク化し、相互の活動情報の交換や事業の共同実施等を円滑化するための「地域プラットフォーム」の形成を支援している。さらに、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、全国28か所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、民間団体を実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」事業による助成などを通して、青少年の体験活動を推進している。

・学校における体験活動の推進

学校教育において児童生徒の健全育成を目的として様々な創意工夫のある農山漁村等における体験活動が行われており、それらの取組を支援している。

・文化・芸術活動

子供たちが本物の実演芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実を図るため、子供たちが、小学校・中学校等において、文化芸術団体や芸術家による実演芸術公演を鑑賞し、ワークショップ等を体験することを通じて、子供たちの豊かな感性や発想力を育む取組を推進している。その他、全国高等学校総合文化祭を、2015（平成27）年度は7月28日から8月1日まで滋賀県で開催した。

自然とのふれあい

優れた自然の風景地である国立公園等において、子供たちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力の下、自然体験や、自然環境の保全活動などを行う機会を提供している。また、「インターネット自然研究所」や「自然大好きクラブ」などのウェブサイトにより、様々な自然とのふれあいの場や自然体験イベント等に関する情報を幅広く提供している。

農林漁業体験や都市と農山漁村との交流体験

農山漁村における宿泊体験活動等を通じて子供たちの生きる力を育む「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進している。また、国有林野では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」として設定（2015（平成27）年4月1日現在、1,075か所）し、広く国民へ提供するなど取組を行っている。また、青少年の農山漁村等における自

然体験活動を推進するため、青少年が農林水産業体験や自然体験などを通して社会性や主体性を育む交流体験活動等の事業を支援している。

子供の遊び場の確保（公園、水辺、森林）

子供が身近な自然に安心してふれあうことができ、安全で自由に遊べる場所を地域に確保することは、子供の健全な育成のために重要である。子供の遊び場としての役割が求められる都市公園については、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる公園などの整備を推進している。

また、都市部にある下水処理場の上部空間や雨水排水路、雨水調整池などを活用した水辺空間の整備を進めるとともに、下水再生水を都市部のせせらぎ水路の水源として送水する等の取組により、都市内において子供たちが水とふれあう場の整備を行っている。河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺での活動に必要な機材（ライフジャケット等）の貸出しや学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等（水辺の楽校プロジェクト：2014（平成26）年度末286か所登録）をはじめとする「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」（2014年度末300か所登録）を実施している。

（地域の安全の向上）

災害時の乳幼児等の支援

地方公共団体において、総合防災訓練大綱に基づき、乳幼児、妊産婦等を含む要配慮者の参加を得ながら防災訓練を実施している。また、2013（平成25）年6月の災害対策基本法改正において避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定が設けられ、その

取組を進める上で参考となるよう主に市町村向けに避難所運営に当たって被災した乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援に関して留意すべき点等も盛り込んだ「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を内閣府が策定・公表した。2014（平成26）年度においては、同取組指針の実施状況を把握するため、各市町村に対して調査を行うとともに、都道府県等の防災担当者や福祉担当者を対象とする同取組指針の説明や先進的な取組事例の紹介などを実施し、周知徹底を図った。

子供の事故防止

2009（平成21）年12月より、子供の不慮の事故を予防するため、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開している。具体的には、2010（平成22）年9月より、子供の年齢（月齢）ごとに起こりやすい事故及びその予防策等を、ホームページで紹介するとともに、子供の不慮の事故を防ぐための注意点や豆知識を、メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」として、毎週1回配信している。また、2011（平成23）年3月より、子供のけがの体験談やけがを防ぐための工夫を募集し、ホームページで紹介している。

さらに、2013（平成25）年1月にはプロジェクトのシンボルキャラクター「アブナイカモ」とテーマソング「おしえてね アブナイカモ」を公表して各地で開催される子供関連イベントに出席するなど、親しみやすい啓発活動を行っている。

・遊び場の安全対策の推進

都市公園における遊具については、安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を2014（平成26）年6月に改訂し、各施設管理者への周知徹底を図っている。また、社会資本整備総合交付金等により、子供の遊び場となる都市公園における公園施設の改築等の安

全・安心対策に対する支援を実施している。

・建築物等の安全対策の推進

建築物や昇降機等における子供の事故を防止し安全を守るためには、建築物等に要求される性能水準を維持し、常時適法な状態に保つことが必要であり、このため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等について、建築物等の所有者等による維持保全計画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

また、類似の事故防止のため、ホームページにより事故情報の提供を行うとともに、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会及び同審議会昇降機等事故調査部会において、建築物等に係る事故情報について継続的に分析・検討を行い、建築物等の事故防止を図っている。

幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止

2014（平成26）年11月28日の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会中間とりまとめ」を踏まえ、2015（平成27）年6月より4半期に1回の事故情報データベースの公表（内閣府HP掲載）を開始した。2015年12月21日には「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終とりまとめ」を取りまとめ、公表・通知した。また、教育・保育施設等における事故の発生防止（予防）のためのガイドライン等を作成した。

交通安全教育等の推進

家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、幼児や小・中・高校生に対し、子供の発達段階に応じた交通安全教育を推進している。

また、チャイルドシートの正しい使用の徹底や、幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及、児童又は幼児が自転車に乗車する際のヘルメット及び幼児を自転車に乗せる場合の

シートベルトの着用促進などを図っている。

学校においては交通安全に関し、学習指導要領等に基づく関連教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動など、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めている。

犯罪等の被害の防止

警察においては、都道府県警察本部に設置された「子供女性安全対策班」の活動を始めとする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講ずる活動を推進しているほか、子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し、出所した者について、法務省から情報提供を受け、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた活動を推進している。

また、防犯ボランティア等によるパトロール活動や「子供110番の家」の活動に対する支援、不審者情報等の迅速な発信及び共有に努めているほか、学校等と連携した被害防止教育、スクールサポーターの派遣等を推進している。

文部科学省においては、通学路等で子供たちを見守る体制を強化するため、スクールガード・リーダーの配置やスクールガードの養成、防犯教室の講師となる教職員を対象とした都道府県教育委員会が実施する講習会への支援など、子供が犯罪被害に遭わないための取組を推進している。

また、2014（平成26）年度においても、子供たちが安心して教育を受けるために、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みを整備することにより、地域社会全体で、子供の安全を見守る体制の充実を図っている。

- ・インターネットに係る有害環境から子供を守るための取組の推進
- インターネットに起因する子供の犯罪被害

等を防止するため、関係機関・団体等と連携し、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や子供に対する情報モラル教育等の取組を推進している。また、文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を実施している。

特に、コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子供を守るため、警察庁及び関係省庁では、上記の取組のほか、ミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の整備及び強化、サイト事業者等への実効性あるゾーニング（サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないように携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用し、大人と児童とのミニメールの送信や検索を制限すること。）の導入に向けた働きかけを行っている。

・「安全安心まちづくり」の推進

警察においては、関係省庁・関係団体等と連携し、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公園、道路、駐輪場等の公共施設等の整備・管理の普及を促進し、併せて、住宅についても防犯に配慮した住宅や防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進するなど犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい「安全安心まちづくり」を推進している。また、子供に対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善等の取組を支援するとともに、防犯灯や防犯カメラの整備を促進するなど、子供が犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。

子供の健康に影響を与える環境要因の解明

近年、環境中の化学物質等が子供の心身の健康に与える影響への懸念が広がっている。

環境省では、環境中の化学物質等が子供の健康に与える影響を解明するため、2010（平成22）年度より、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を行っている。本調査は、全国の10万組の親子の協力を得て、血液や尿、母乳などの分析を行うとともに、生まれてくる子供の健康状態を13歳に達するまで追跡する大規模な疫学調査である。調査で得られた生体試料は長期的に保存し、将来的な調査研究にも備える。

実施体制としては、国立研究開発法人国立環境研究所がコアセンターとして研究計画の立案や生体試料の化学分析等を、国立成育医療研究センターがメディカルサポートセンターとして医学的支援を、全国15地域の大学等がユニットセンターとして参加者の追跡や生体試料等の採取を、環境省がその調査結果を用いた環境施策の検討を行うというものである。調査期間は、リクルート期間（3年間）と追跡期間（13年間）として、2011（平成23）年1月から2027（平成39）年までを予定している。

2014（平成26）年3月に目標参加登録者数である10万人に到達した。2014年度は、引き続き追跡調査（質問票調査）を実施するとともに、参加者から採取した血液等の生体試料の化学分析及び詳細調査（全国調査10万人の中から抽出された5千人程度を対象として実施する調査）において、ハウスダスト等の環境試料採取を実施している。また、2015（平成27）年度からは、これらに加え、詳細調査において、医師による健康調査、精神発達調査、生体試料採取を実施している。

本調査を実施することで、子供の発育や発達に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになることから、子供特有のばく露や子供の脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価・リスク管理を行うことが可能となる。さらには、安全・安心な子育て環境の実現・少子化対策にも資するものである。